

特記仕様書

- 第1 乙は、契約書、収穫調査委託契約約款、収穫調査委託標準仕様書に定めるもののほか、この仕様書に基づき契約を履行するものとする。
- 第2 乙は、調査仕様書第1項の現地踏査後に監督員と調査内容等について打合せを行ったうえで調査を実施し、調査終了後には速やかに監督員に報告するものとする。
- 第3 乙は、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壤等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成23年厚生労働省令第152号）に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。
- 第4 乙は、収穫調査委託箇所において、空間放射線量率の測定結果が、 $0.50 \mu\text{Sv/h}$ を超えた場合は、速やかに監督員に報告するものとする。